

## 無料交付の 対象となる方

## 令和7年4月1日以降に、 75歳以上で

運転免許証を自主返納した方

※現在敬老パスをご利用されている方も対象になります

## 誕生日によって、3年間敬老パスを無料にするための 運転免許証の返納時期が異なります。

- ①昭和25年 (1950年) 10月1日以前の誕生日の方
  - →令和7年4月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象
- (2)昭和25年(1950年) 10月2日から昭和26年(1951年) 10月1日までの誕生日の方
  - →令和7年10月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

注

- 〇自主返納以外(失効など)は無料交付の対象になりません
- 〇普通免許や二輪免許等、複数の運転免許証をお持ちの方は、すべて返納することで対象となります
- 〇免許証返納による敬老パス無料の申請には、期限(免許証を返納した日から2回目に到来する9月 30 日まで)があります。 (例) 免許証返納日が令和7年5月1日の場合、申請期限は令和8年9月30日になります。

## 免許証返納から敬老パスの申請の流れ

- 警察署または運転免許センターで運転免許証を返納する
- 「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受ける ※再発行できませんので、なくさないでください
- お住まいの区役所の高齢・障害支援課で無料の申請をする 持ち物:申請による運転免許の取消通知書、本人確認書類(マイナンバーカード、介護保険証等)
- 現在、敬老パスを利用している方 ●これから敬老パス利用する方

お使いの敬老パスで 引き続きご利用いただけます

新しい敬老パスを 特定記録郵便にて ご自宅にお送りします

横浜市では、高齢者の社会参加の支援するため、70歳以上の市民の方に敬老パスを交付しています。 敬老パスを提示することで、横浜市営バス、民営バス、金沢シーサイドライン、市営地下鉄をご利用いただけます。 ※令和7年10月より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、半額程度で利用できるようになります。